

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年 7月 25日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1-1		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 大日本スクリーン製造株式会社 代表取締役社長 橋本正博					
主たる業種	半導体、液晶製造装置、印刷製版機器の製造業				細分類番号	2 6 7 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	2013年度 (平成25年度) のエネルギーに起因する温室効果ガスの生産高原単位と使用面積原単位を、2009年度 (平成21年度) 比4%以上削減する。						
計画を推進するための体制	取締役を委員長とするグループEHS方針委員会及びEHS目標管理委員会にて、環境安全経営の中期戦略「グリーンバリュー21フェーズII」の進捗管理を実施する。また、エネルギー委員会にて省エネ削減施策の立案、実施、監視を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,918.9 トン	5,686.3 トン	トン	トン	-3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,136.4 トン	5,686.3 トン	トン	トン	-7.3 パーセント	
実績に対する自己評価		本社にて遮熱カーテン取付、省エネ中長期計画に従って、空気圧縮機更新、加湿蒸気ボイラー更新、夏季・冬季の節電対策を行い前年比4%以上の削減を達成した					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (使用面積m ² ÷10)	2.15	1.73			-19.54 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		本社にて遮熱カーテン取付、省エネ中長期計画に従って、空気圧縮機更新、加湿蒸気ボイラー更新、夏季・冬季の節電対策を行い前年比19%以上の削減を達成した					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		52.0 セット	52.0 セット	64.0 セット	64.0 セット		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	遮熱カーテン取付 (本社)、空気圧縮機更新・加湿蒸気ボイラー各1台更新 (洛西)、夏季・冬季の節電対策実施					
	(24) 年度						
	(25) 年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤の禁止 (本社) 及び申請によるマイカー通勤の制限					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	本社では、マイカー通勤の禁止、申請に基づき適正に許可している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府立植物園の「桜復活プロジェクト」の桜林土壌改良資材として、廃材を利用したリサイクル炭の提供。						
特記事項	大日本スクリーンの京都府内と滋賀県内の全事業所にてエネルギーマネジメントシステム (ISO/DIS50001) 取得している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。